

入札公告

条件付き一般競争入札（事後審査方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月18日

利根町長 佐々木 喜章

1 入札対象工事

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工事名 | 令和5・6年度 庁舎大規模改修工事 |
| (2) 工事場所 | 利根町大字布川841番地1 |
| (3) 工事概要 | 外壁改修工事 1式
防水改修工事 1式
電気設備工事 1式
空気調和設備工事 1式 |
| (4) 工期 | 契約締結日の翌日から令和7年3月19日まで |
| (5) 予定価格 | 815,480,000円（税抜） |
| (6) 低入札調査基準価格 | 有 |
| (7) 最低制限価格 | 無 |

2 入札参加形態 2者による特定建設工事共同企業体方式とする。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体は、2構成員（代表構成員、構成員）によるものとし、構成員の出資比率の下限は30%以上とし、代表構成員の出資比率は構成員中最

大であること。

(2) 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものであること。

ア. 令和5・6年度の利根町における有資格者名簿の建築一式工事に登載があること。

イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により 建築一式 工事に係る特定建設業の許可を有し、同法第27条の23に規定する審査を受けている者であること。

ウ. 令167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく利根町の入札参加の制限を受けていない者であること。

エ. 利根町指名業者入札参加指名停止措置要綱（平成17年利根町告示第16号）及び茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

オ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

カ. 入札対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(3) 代表構成員は、次の要件を満たす者であること。

ア. 茨城県竜ヶ崎工事事務所管内（龍ヶ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町）に建設業法に規定する 本店 又は営業所を有する者であること。

イ. 最新の経営事項審査の総合評点値通知書の 建築一式 工事の総合評定値（P）が1,000点以上であり、かつ、建築一式 工事の年間平均完成工事高5億円以上であること。

ウ. 平成25年4月以降に、国（公団を含む。）又は地方公共団体が発注した建築一式 工事を元請けとして施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

エ. 次に掲げる要件を全て満たす技術者を配置できること。

① 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する技術者を配置できること。

② 平成25年4月以降に、国（公団を含む。）又は地方公共団体が発注した 建築一式 工事の施工実績を有する者であること。

- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係が開札日以前3か月以上あること。
- (4) 代表構成員以外の構成員は、次の要件を満たす者であること。
- ア. 茨城県竜ヶ崎工事事務所管内（龍ヶ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町）に建設業法に規定する本店又は営業所を有する者であること。
- イ. 最新の経営事項審査の総合評点値通知書の建築一式工事の総合評定値（P）が850点以上であること。
- ウ. 平成25年4月以降に，国（公団を含む。）又は地方公共団体が発注した建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は，出資比率が20%以上のものに限る。）
- エ. 次に掲げる要件を全て満たす技術者を配置できること。
- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する技術者を配置できること。
- ② 平成25年4月以降に，国（公団を含む。）又は地方公共団体が発注した建築一式工事の施工実績を有する者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係が開札日以前3か月以上あること。

4 設計図書の閲覧

- (1) 次の各号により「3 入札参加資格」に該当する者は，設計図書の閲覧を申請することができるものとする。
- ① 閲覧期間 令和5年5月18日（木）から令和5年6月9日（金）まで
（利根町役場閉庁日並びに平日正午から午後1時までを除く，午前8時30分から午後5時00分まで）
- ② 閲覧方法 ・ 閲覧申請する場合は，利根町役場 財政課に問い合わせ，閲覧予約を取ること。
- ③ 申請場所 〒300-1696
茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1
利根町役場 財政課
Tel 0297-68-2211

5 設計図書の質問，回答

(1) 次の各号により「3 入札参加資格」に該当する者は、設計図書に関し質問することができるものとする。

① 質問方法 E-Mail

② 受付日時 令和5年5月18日(木)から令和5年6月9日(金)午後1時まで

③ 提出先 利根町役場 財政課 契約管財係

E-Mail zaisei@town.tone.lg.jp

質問の様式は、Excel 形式

*送信後、利根町役場 財政課 契約管財係へ連絡すること。

TEL (代) 0297-68-2211 (内352)

④ 質問に対する回答 令和5年6月16日(金)午後1時から利根町ホームページ内に掲載する。「事業者の方 → 一般競争入札」

6 現場説明会 実施しない。

7 入札方法等

(1) 入札方法 郵便による入札

(2) 郵送方法 一般書留又は簡易書留のいずれかとする。

(3) 到着期限 令和5年6月22日(木)午後5時00分までに必着

(4) 宛 先 〒300-1696

茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1

利根町役場 財政課 契約管財係 宛

(4) 入札書 町規定の入札書を使用すること。(利根町財務規則(平成元年利根町規則第11号。以下「町財務規則」という。)様式第83号)

(5) 積算内訳書 入札書に記載された金額に対応した積算内訳書を、入札書と一緒に同封すること。

(6) 入札用封筒 工事名、商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中」を朱書きすること。

(7) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、町財務規則等関係法令を遵守すること。

(8) 入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する

金額を記載すること。

- (9) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- (10) 入札回数は1回とする。

8 開 札

- (1) 開札日時 令和5年6月23日(金)午前9時00分
- (2) 開札場所 利根町役場 5階 5-A 会議室
- (3) 開札の立会いを希望する入札参加者は、開札時前までに開札場所へ入場すること。
- (4) 入札会場への入室は参加業者1業者につき1人のみとする。
- (5) やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止し又は延期するものとする。

9 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留したうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格の入札をした者を落札候補者(以下「候補者」という。)とする。ただし、候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札候補者とすることがある。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、令第167条の9の規定に基づき、くじにより落札候補者及び次順位者を決定する。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る金額で入札をした者は、指定する日時までに低入札価格調査書を提出するものとし、利根町低入札価格調査制度実施規程(平成23年訓令第2号)に基づき、候補者を決定する。また、提出がされない場合、又は不足する書類があった場合は失格とし、次順位者を候補者とする。

10 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり入札参加資格を証明する書類を提出すること。ただし、低入札価格調査書を提出する場合、及び、次順位者の場合は、下記の提出期限によ

らず別に指定する日時までに提出をすること。

- (1) 提出期限 令和5年6月30日(金)正午まで
- (2) 提出場所 利根町役場 財政課 契約管財係
- (3) 提出方法 郵送(一般書留, 簡易書留のいずれかによる。)
- (4) 提出書類
 - ① 一般競争入札資格申請書(JV)
 - ② 特定建設工事共同企業体協定書
 - ③ 委任状(JV)
 - ④ 一般競争入札参加資格確認資料(JV)
 - ⑤ 主任(監理)技術者配置予定表
 - ⑥ 施工実績表(様式第4号)
 - ⑦ 建設業許可通知書又は証明書(写し)
 - ⑧ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
 - ⑨ 会社の現在事項証明書(原本)
 - ⑩ 類似工事のコリンズ(写し)(工事及び技術者確認)
 - ⑪ 納税証明書(未納のない証明書)国税・県税・町税(各原本)

*⑦, ⑧については, 提出日現在有効のもの

*⑨, ⑪については, 提出日以前3ヶ月以内のもの

1.1 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格を証明する書類により, 落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果, 入札参加資格があると認められた者を落札者とする。
- (3) 入札参加資格審査の結果, 入札参加資格がないと認められた場合には, 次順位者を落札候補者として, この者につき改めて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

1.2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の1/10以上の額とする。ただし, 利付国債の提供又

は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

1.3 支払条件

令和5年度 前金払 契約金額の40%以内

令和6年度 中間前金払 契約金額の20%以内

清算金

※ 部分払 無

1.4 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。

① 入札金額が予定価格を上回った場合

② 入札書が指定された郵送方法で提出されていない場合

③ 積算内訳書が提出（同封）されていない場合

④ 入札書と積算内訳書の金額が相違する場合

⑤ 事後審査に必要な書類を期限までに提出されていない場合

⑥ 前各号のほか、町財務規則第125条第1項及び利根町指名競争入札に係る郵便入札実施要綱（平成20年利根町告示第11号）第16条の各号に該当する場合

⑦ この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及びこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札をした場合

1.5 その他

(1) 本工事にかかる工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、利根町議会の議決を得た日から本契約とする。ただし、議会で否決された場合には、発注者の責は負わないものとする

(2) 入札した者は、入札後、この公告、設計図書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 各様式については、ホームページからダウンロードすること。

利根町ホームページ <http://www.town.tone.ibaraki.jp/>

業者の方 → 様式 → 一般競争入札関係様式

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page002129.html>